

(資料3)

○大和市議会会派及び代表者会に関する規程

昭和61年11月25日
議会訓令第3号

(目的)

第1条 この訓令は、大和市議会の会派及び各派代表者会に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会派)

第2条 会派の結成には、2人以上の所属議員がなければならない。

2 前項の規定により、議員が会派を結成したときは、会派結成届(第1号様式)を議長に届け出なければならない。

3 前項の規定による会派の結成届に変更があったときは、会派変更届(第2号様式)を議長に届け出なければならない。

(各派代表者会)

第3条 大和市議会に各会派間の意見の調整、連絡、協議等を行うため、各派代表者会(以下「代表者会」という。)を置く。

(協議事項等)

第4条 代表者会の協議事項等は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 会派間の連絡調整に関すること。
- (2) 議員の身分に関すること。
- (3) 人事案件(議案等)に関すること。
- (4) 慶弔に関すること。
- (5) その他必要と認めたこと。

(組織)

第5条 代表者会は、議長、副議長並びに各会派の代表者1名をもって組織する。

2 前項に規定する代表者は、各会派において選出する。

(招集)

第6条 代表者会は、議長が招集し、これを主宰する。

(代理者の出席)

第7条 代表者が都合により会議に出席できないときは、この会派に属する議員の中から代理者を出席させることができる。

(議員等の出席要求)

第8条 代表者会は、必要があると認めるときは、会派に属しない議員、その議題に関係のある議員又は理事者の出席及び発言を求めることができる。

(決定事項の遵守)

第9条 代表者会で決定した事項については、会派の責任において、これを守らなければならない。

(委任)

第10条 この訓令に定めるもののほか、会派及び代表者会に関し必要な事項は、議長が代表者会に諮って定める。

附 則

- 1 この訓令は、公表の日から施行する。
- 2 この訓令施行の際、現に施行されたものについては、この訓令によりなされた行為とみなす。

第1号様式及び第2号様式 略